＜就労定着支援事業所の運営規程の例＞

赤字の部分は、それぞれの事業所に合わせて適宜修正するとともに、留意事項を記載した囲みの記載は削除すること。

　　　　　　　　　　　　○○○（事業所名）運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、○○○（法人名）（以下「事業者」という。）が開設する○○○（事業所名）（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）に規定する指定就労定着支援の事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、障がい福祉サービスを利用する障がい者（以下「利用者」という。）に対する適切なサービスを提供することを目的とする。

「事業者（法人名称）」及び「事業所」の正式名称を記載すること。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として所定の障がい福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された利用者に対して、一定の期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障がい福祉サービス事業所等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行う。なお、実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者等との密接な連携に努めるものとする。

２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

３　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

４　事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年12月23日岡崎市条例第29号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　(1）名称　　　○○○

　(2）所在地　　岡崎市○○町○○○○

「事業所」の名称と所在地を記載する。所在地は「丁目」や「番地」、建物名なども省略することなく、正確に記載すること。

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者　　１名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者　○名以上（うち常勤○名以上）

サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービス内容と実施の手順に係る管理を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 就労定着支援員　○名以上

就労定着支援員は、個別支援計画に基づき、就労定着のための支援を行う。

 (4) 事務職員　○名（非常勤職員○名）

事務職員は、必要な事務処理を行う。

事務職員は、配置しない場合は削除する。

人員基準満たす範囲において、員数で定められている場合は員数を、常勤換算数で定められている場合は常勤換算数を「○人以上」と記載することも差し支えない。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日　　月曜日から金曜日までとする。

　　　　　　　　ただし、国民の祝日及び12月29日から１月３日までを除く。

(2) 営業時間　午前９時から午後６時までとする。

(3) サービス提供日　日曜日から土曜日までとする。

　　　　　　　　ただし、国民の祝日及び12月29日から１月３日までを除く。

(4) サービス提供時間　午前10時から午後５時までとする。

「営業日」「営業時間」は、利用申込みの受付ができるなど事業所を開けている日・時間をいい、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をいう。「営業時間」は「サービス提供時間」の前後30分以上空けるものとする。

なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。

（主たる対象者）

第６条　事業の主たる対象の障がいの種類は、特定しないものとする。

障がい種別等を特定することなく受け入れることが基本だが、事業の専門性を確保するため、特に必要がある場合は「主たる対象者」を特定することができる。その場合は次のように対象とする障がいの種類を列挙する。

第６条　事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、身体障がい者、 知的障がい者、精神障がい者及び難病等対象者とする。

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、岡崎市の区域とする。

通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるように記載する。

（指定就労定着支援の内容）

第８条　事業所が提供する指定就労定着支援の内容は、次のとおりとする。

(1)　個別支援計画の作成

(2)　利用者やその家族等に対する相談、指導及び助言

(3)　利用者を雇用した通常の事業所の事業主への訪問

(4)　指定障がい福祉サービス事業者や医療機関等との連絡調整及び連携

(5)　前各号に掲げるもののほか、日常生活又は社会生活上必要な支援

実際に提供する就労定着支援の内容について記載する。

（利用者負担額等の受領）

第９条 事業所は、サービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る利用者負担額の支払を受ける。

２ 事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

３　事業所は、前２項の支払を受ける額のほか、利用者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定就労定着支援を提供する場合、それに要した交通費の額は、その実費を利用者等から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道○○キロメートル以下○○○円

(2) 通常の事業の実施地域を越える地点から片道○○キロメートルを越える場合は、○○○円に○○キロメートル増すごとに○○○円ずつ加算した額とする。

自動車にかかる交通費の額は、ガソリン代相当程度の額とすること。

４　事業所は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

５　事業所は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（利用者負担額に係る管理）

第10条　事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障がい福祉サービス及び施設障がい福祉サービス（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等につき法第29条第３項第２号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第１項に規定する負担上限月額、又は令第43条の６第１項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

（個別支援計画の作成等）

第11条　サービス管理責任者は適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討し、個別支援計画を作成する。

（職場への定着のための支援等の実施）

第12条　事業所は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障がい者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障がい福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供する。

２ 事業所は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、１月に１回以上、当該利用者との対面により行うとともに、１月に１回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努める。

（相談及び援助）

第13条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第14条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1)　喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(2)　指定した場所以外での火気を用いないこと。

(3)　事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

利用者が、事業所を利用する際に守るべきルールや設備利用上の留意事項を記載する。（内容は原則任意だが、利用者の権利・自由を制限するような内容（例えば、外出の際の「許可」）等については、規定することはできない。）

（緊急時及び事故発生時等における対応方法）

第15条　現に指定就労定着支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

２　主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

３　指定就労定着支援の提供により事故が発生したときは、直ちに岡崎市及び当該利用者家族に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

４　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。

５　指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（苦情解決）

第16条　提供した指定就労定着支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録する。

３　提供した指定就労定着支援に関し、法第10条第１項の規定により市町村が、法第11条第２項の規定により岡崎市長が、また、法第48条第１項の規定により岡崎市長又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は岡崎市長及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岡崎市長及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第17条　事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第18条　事業者は、利用者及びその家族の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

⑴　虐待防止に関する担当者の選定及び設置

⑵　成年後見制度の利用支援

⑶　苦情解決体制の整備

⑷　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

⑸　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

※上記のほかにあればそれも記載する。

（その他運営に関する重要事項）

第 19 条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)　採用時研修　採用後○カ月以内

(2)　継続研修　年○回

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、就労定着支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から５年間保存するものとする。

４　事業所は、支援の提供を行う期間が終了するまでに解決することが困難であると見込まれる課題があり、かつ、当該期間が終了した後も引き続き一定期間にわたる支援が必要と見込まれる利用者の適切な引き継ぎの実施体制を構築するため、要継続支援利用者を雇用する事業所及び関係機関等との情報の共有に関する指針を定めるとともに、責任者を選任するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。

事業開始以降、運営規程を変更した場合は、規程変更の施行日を定める附則を、変更するごとにこの下に追加して記載していくこと。